



2025年12月29日

各 位

会社名 株式会社 メディアドゥ  
代表者名 代表取締役社長 CEO 藤田 恭嗣  
(コード: 3678、東証プライム)  
問合せ先 代表取締役副社長 CFO 荘田 明史  
(TEL. 03-6212-5111)

## 光通信株式会社による当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた 当社株式の大規模買付行為等への対応方針について

光通信株式会社（以下「光通信」といいます。）が、2025年12月22日に当社に対して報告した内容によると、光通信は、当社株式を買い集めてその株券等保有割合が既に共同保有者と合わせて20%を超えて当社株式を保有するに至ったとのことです（以下、光通信及びその共同保有者を「光通信ら」といい、光通信らによるこの買集めを「本買集め」といいます。）。

当社取締役会は、本買集めを踏まえ、2025年12月29日、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保する観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方にに関する基本方針（会社法施行規則118条3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号口（2））として、以下の当社株式の大規模買付行為等（下記Ⅲ3で定義します。）への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本対応方針の導入につきましては、上記取締役会において、社外取締役を含む取締役全員の賛成によって承認しております。

光通信らは、2024年3月21日付け大量保有報告書によれば、2024年2月19日から当社株式を市場内において買い始め、2024年3月13日には株券等保有割合が5%を超える当社株式を保有し、その後も当社株式の買い増しを続けています。また、光通信らは、2025年12月11日付け変更報告書No.14によれば、2025年12月4日時点で株券等保有割合が19.51%の当社株式を保有するにいたっております。そして、光通信は、2025年12月22日、当社に対し、株券等保有割合が20%を超えたことを通知するにいたりました。

光通信らが提出した大量保有報告書、各変更報告書には、光通信らによる当社株式の保有目的が「純投資」と書かれています。

しかしながら、インターネット上で公開されている他社の適時開示事例、例えば、アイコム株式会社の2022年4月7日付け「当社株式等の大規模買付行為等にかかる当社独立委員会からの報告書の受領、取締役会評価・検討結果確定及び通知、並びに当社定時株主総会における株主意思確認に関する議案の上程についてのお知らせ」(<https://f.irbank.net/pdf/20220407/140120220407518713.pdf>)を見ても、光通信らが、過去に、買付けの目的を「純投資」として買付けをしておきながら、その会社に対して株主提案を行った事例があることを認めている形跡があります。

このような光通信らの他社における買集めの姿勢に鑑みれば、光通信らが当社株式を買い集める目的が当社の支

配権の取得等である可能性を否定することができず、その結果、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反するおそれもまた否定することができません。

当社取締役会としては、大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によって判断されるべきものであると考えております。

この点、光通信らによる本買集めは、既に株券等保有割合が20%を超えており、当社としては、当社の中長期的な企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に大きな影響を与えるものと判断しております。そして、当社としては、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反することがないよう、光通信らによる本買集めが、当社の企業価値にどのような影響を及ぼすかについて、株主の皆様が適切な判断をするための情報と時間を確保することが必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、光通信らによるものを含め、大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてされる必要があるとの結論に至り、2025年12月29日、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、光通信らによる本買集めや、このような状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針として、本対応方針を導入することといたしました。

本対応方針は、既に開始されている本買集めを踏まえ、本買集めを含む大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものです。

なお、上記の決議と併せて、当社取締役会は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の社外取締役2名、社外監査役1名で構成される独立委員会を設置しました。

独立委員会の設置及び独立委員会の委員の選任については、本日付け「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任について」を参照ください。

なお、現時点において、本買集めを除き、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式の大規模買付けを行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、特定の者による当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者（下記Ⅲ-3で定義されます。以下同じです。）からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切に判断していただくことは困難です。

また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてる目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期

的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

そこで、当社は、①大規模買付者に株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、③当社取締役会が、大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供することを要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方方は、以上のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者が当社株式についての大規模買付行為等を実行するに際して、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとします。）、当社取締役会は、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

そのため、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、大規模買付行為等に応じるか否かにかかる当社の株主の皆様による意思表明の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。

その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明した場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることにかかる議案について、株主意思確認総会の普通決議によって承認可決されなかつた場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等を阻止するための行為を行いません。

したがいまして、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、（a）対抗措置の発動につき株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、（b）大規模買付者が下記Ⅲ 4に記載した手続を遵守しない場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み

## (1) 当社の経営理念と経営方針

当社グループは、著作物を公正利用のもと、できるだけ広く頒布し著作者に収益を還元するという「著作物の健全なる創造サイクルの実現」をミッションに、「MORE CONTENT FOR MORE PEOPLE」をビジョンに掲げ、日本における文化の発展、及び豊かな社会づくりに貢献するため、積極的な業容拡大と企業価値の向上に取り組んでおります。また、日本国著作権法第一章 総則の第一条に謳われる『著作物は文化の発展に寄与』、『著作物の利用と保護の調和』を第一義に、デジタル化された数多くの著作物をより多くの人に届け、その利用における適正な対価を著作者に還元し、また新たな著作物が創作されるよう“著作物の健全なる創造サイクル”の構築を目指して事業を行っております。

## (2) 経営方針を具現化するための中長期的な会社の経営戦略

国内の電子書籍の市場規模は、コロナ禍における巣ごもり特需で大きく成長した後も拡大を続け、2024年度には約6,400億円にまで拡大しました。市場規模の拡大に伴い成長率はこれまでに比べて鈍化するものの、今後も拡大基調は続き、2029年度には8,000億円弱に拡大すると見込まれています（出所：インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2025」）。

一方、世界の電子書籍の市場規模は2023年で2兆円を超え、引き続き拡大を維持する見込みです（出所：総務省「令和6年版情報通信白書」）。さらに、海外においてはマンガを中心とする日本の電子書籍市場と異なり、文字ものが多くを占めているほか、オーディオブック市場が電子書籍市場に比肩する規模にまで拡大している地域もあります。また、動画配信サービスの普及によってアニメ等多様な日本の映像作品が全世界に多言語で同時配信されるようになり、その原作であるマンガや小説への関心も世界的に高まっております。

当社グループは、ビジョンである「MORE CONTENT FOR MORE PEOPLE」に引き続き立脚し、これらの環境変化を成長ドライバーとして企業価値向上に生かすべく、2026年2月期を初年度とする5か年の中期経営計画を2025年4月14日付けで公表いたしました。現在国内の電子書籍市場を牽引するマンガはもとより、国内外における文字もの、オーディオブック等を含むコンテンツ流通に係るソリューションを進化させ、日本の出版業界の成長を世界規模でリードする存在を目指します。

### [経営戦略]

#### ① 書籍の流通ソリューション企業としての進化

当社グループは、電子書籍流通の国内最大手として、約310万ファイルの電子書籍コンテンツを扱い、ほぼ全ての出版社・電子書店との広範な取引基盤を有しています。これにより、日本中のコンテンツが集積し続ける独自のポジションを確立してきました。

今後は、電子書籍にとどまらない書籍の流通ソリューション企業として、更なる市場の進化を促します。コンテンツを最適な形で届けるための流通ソリューションの進化と拡大を図ることで、より多くの国内コンテンツを集め、世界中に届けるべく、以下の施策を実施します。

- ・国内において電子化が進んでいるマンガだけでなく、文字もののコンテンツの電子化を推進
- ・国内コンテンツのマルチユースの推進
- 多言語翻訳を実現する MediaDo Translation System (MDTS) を開発し、電子書籍ファイルを短期間・低成本で多言語翻訳をする体制を構築
- 翻訳されたコンテンツを電子書籍やオーディオブック、紙書籍といった各国でのニーズや市場環境に合わせて配信

#### ② SC (Sustainability Creation) 事業における地域をはじめとした多様なコンテンツの創出と社会との信頼

## 関係の構築

当社は、出版業界の発展に貢献するだけでなく、様々な産業の土台として存在する社会の発展への貢献を創業時から重視しております。特に地域に存在するコンテンツや価値を再発見・再創造し、国内外に届けていくことで、社会への貢献を続けてまいりました。このような活動を事業として行うことで、当社グループへの利益成長に結びつけるだけでなく、社会への貢献を通じて、社会や取引先、従業員からの信頼を高めることで、新たな事業や価値を生み出し続ける、100年続く企業体を目指してまいります。主に以下の施策を実施します。

- ・男子プロバスケットボールクラブ「徳島ガンバロウズ」の運営による利益貢献の拡大
- 徳島県や徳島市の計画する新アリーナ建設も追い風にしながら、売上高と入場者数を伸ばし、最上位リーグへの参入を目指す
- ・「徳島ガンバロウズ」の運営だけでなく、起業家支援などを含めた幅広い活動を通じた、社会への貢献と社会からの信頼と認知の拡大

## 2 コーポレート・ガバナンスに関する取組み

### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、経営のグローバル化が進む中で、さらなる業容拡大、企業価値の向上の観点から、経営判断の迅速化、効率化を促進するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実による経営の健全性と透明性の向上が重要な経営課題であると認識しております。健全性の向上のためには、企業倫理の確立や意識の全社的な浸透が必須であり、これにより当社の各機関及び全役職員一人一人が的確、かつ公正な意思決定を行う風土が醸成されると考えます。また、経営の透明性を高め、様々なステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するには迅速かつ積極的な情報開示も不可欠であるとの考え方から、法定開示及び任意開示の双方において情報開示体制の更なる充実に努めます。

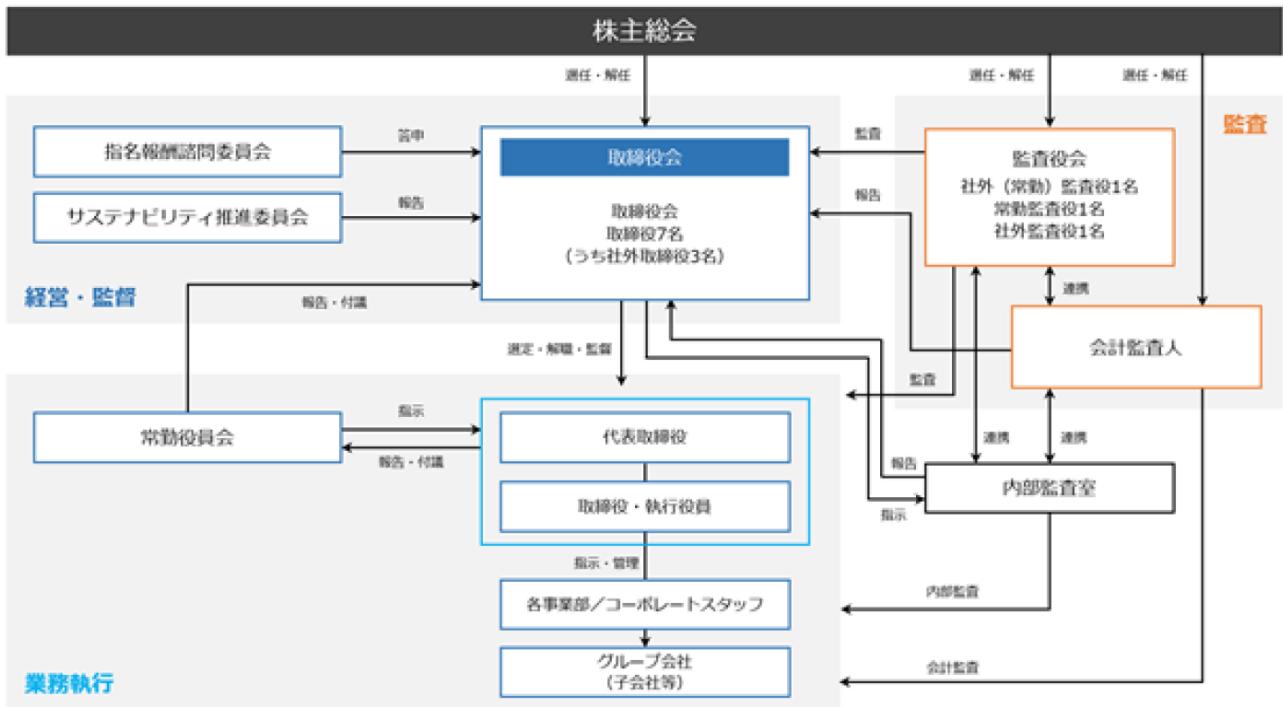
当社は、公正かつ透明性、実効性の高い経営実現に向けて、取締役会の監督のもと、適切な資源配分、意思決定の迅速化等、コーポレート・ガバナンスにおける不断の改善を図ります。

### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社では、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性・妥当性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の形態を選択しています。現状のコーポレート・ガバナンス体制として、監査役会を構成する社外監査役の全員を独立役員で構成するとともに、取締役会の中にも独立役員である社外取締役3名を置いております。

このような役員構成のもと、社外監査役においては、適法性の観点に限らず、妥当性の観点からも業務執行取締役の業務執行を監査し、社外取締役においては、取締役会における議決権の行使及び妥当性の監督を背景としたコントロールを業務執行取締役に対し及ぼすことにより、一般株主の利益保護にも十全を期すべく努めています。また、2021年6月からは任意の委員会である指名報酬諮問委員会を設置し、経営の透明性や公正性の向上を図るとともに、取締役会による監督機能の強化と執行のスピードアップを推し進めております。加えて、2022年6月からはサステナビリティ推進委員会を設置し、全社統合リスクマネジメントの浸透とサステナビリティ経営の深化を図っております。引き続き、企業理念の実践とコーポレート・ガバナンスの実効性強化を通じて企業価値の向上に努めてまいります。

<会社の機関・内部統制の関係を示す図表>



### ③ その他

その他の当社のコーポレート・ガバナンスに関する取組みについては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

## III 本対応方針（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容

### 1 本対応方針の目的及び概要

本対応方針は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化することを目的として、上記 I 「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されます。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってされるべきと考えております。

そのため、当社は、当社株式の大規模買付行為等に関するルールとして本対応方針を設定し、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行うための期間を確保することといたします。

大規模買付者が、この目的を達成することができないような行為、すなわち、下記4に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

### 2 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客觀性・合理

性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等。以下、同じとします。）のいずれかに該当する者の中から選任します。

本対応方針導入時における独立委員会委員については、本日付け「独立委員会の設置及び独立委員会の委員の選任について」を参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について諮詢し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動すべき状態にあるか否か等についての勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等について決定します。

当社は、独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表します。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができます。

### 3 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

を意味し（いざれも事前に当社取締役会が同意したものをお除きます。）、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

（注1）特定株主グループとは、次の意味を有します。

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるもの）を含みま

す。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、並びに

- (iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの人と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、

- (i) 特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は
- (ii) 特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。かかる議決権割合の計算上、
- (イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、
- (ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに、
- (ハ) 上記(イ)及び(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。

また、かかる議決権割合の計算上、共同保有者(本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。)は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはこれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

(注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。

なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針は、本対応方針の導入時点までの期間に買付等を行うことにより、株券等の議決権に占める議決権割合が上記①の割合以上となっている特定株主グループもその適用対象に含め、これらの者も「大規模買付者」にあたるものとし、かかる場合、新たな買付等を行うことが「大規模買付行為等」にあたるものとします。

そのため、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に、特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は、新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

#### 4 対抗措置の発動に至るまでの手続

##### (1) 大規模買付行為等意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、大規模買付行為等又は大規模買付行為等の提案に先立ち、その60営業日前までに、当社の定める書式により日本語で記載した意向表明書（以下「大規模買付行為等意向表明書」といいます。）を、当社取締役会に提出していただきます。

大規模買付行為等意向表明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

##### (2) 必要情報の提供要請

当社は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等意向表明書を受領した日の翌日から起算して原則として5営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は別紙2のとおりですが、質問項目及び具体的な内容については、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なり得ます。

いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲にします。

本対応方針の迅速な運用を図る観点から、大規模買付者には、情報提供を求められた日から起算して10営業日以内に、当社宛てに回答していただきます。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為等を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限を設けた上で、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める（その判断にあたっては独立委員会の判断を最大限尊重します。）ことがあります。当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点での全部又は一部を公表いたします。

### (3) 取締役会評価期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付行為等意向表明書を提出した後、最長 60 営業日以内の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案を立案するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、取締役会の評価・判断・意見等を公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（ただし、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には株主意思確認総会の終結後とし、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には株主意思確認総会の終結後速やかに開催される当社取締役会終結後）にのみ開始することができるものとします。

### (4) 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付行為等意向表明書受領後 60 営業日以内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。

当該株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することができます。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時適切に開示します。また、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

### (5) 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様の意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記

5に記載する対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかつた場合には、当社取締役会は、株主の皆様の意思に従い、対抗措置を発動しません。

ただし、大規模買付者が上記（1）から（3）までに記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮するために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様の意思を確認する機会も確保することもできません。

この場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動します。

当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。

## 5 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記4の手続に従い、対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する会社法上の機関として決定を行います。

この場合、当社取締役会は具体的対抗措置として、差別的行使条件等の付された新株予約権の無償割当てを行いますが、その概要は原則として別紙3に記載のとおりです。

実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

## 6 株主及び投資家の皆様への影響

### （1）本対応方針導入時に本対応方針が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。

したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的・具体的な影響を与えることはありません。

### （2）本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）を講じる場合であっても、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（別紙3「新株予約権無償割当ての概要」5.に定める非適格者を除きます。次号（3）においても同じです。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」5.に定める非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

なお、当社は、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された後（新株予約権の無償割当ての効力発生後を含みます。）においても、当社取締役会は、例えば、大規模買付者が大規模買付

行為等を撤回した等の事情により対抗措置を発動する必要性がないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することができます。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。

ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

## 7 本対応方針の合理性を高める仕組み

### (1) 買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものではありますが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2021年6月11日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」が定める三原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されています。

### (2) 株主意思の尊重（株主意思を直接的に反映するものであること）

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。大規模買付者が上記4に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ、対抗措置の発動の有無が決定されます。

また、大規模買付者が上記4に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで発動されることになりますが、これは、株主の皆様に必要十分な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、株主の皆様の意思を確認する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、下記8に記載するとおり、本対応方針は本日から効力が生じるものとしますが、その当初の有効期間は、2026年5月31日までに開催する予定である定時株主総会の後の最初に開催される取締役会の終結時までと

します。

ただし、当該時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合、光通信らを含めた特定株主グループの議決権割合が20%以上のままである場合、又は2026年5月31日までに開催する予定である定時株主総会において3年間を有効期間として継続が承認された場合には、有効期間は延長されます。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

上記（2）記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様の意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。

大規模買付者が上記4に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記2に記載するとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立委員会の勧告を受けます。

さらに、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしております。

また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客觀性及び合理性が担保されております。

したがって、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

### (4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記8に記載するとおり、株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

## 8 本対応方針の廃止の手続及び有効期間

本対応方針は、その当初の有効期間は、2026年5月31日までに開催する予定である定時株主総会の後の最初に開催される取締役会の終結時までとします。

ただし、当該時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合、光通信らを含めた特定株主グループの議決権割合が20%以上のままである場合、又は2026年5月31日までに開催する予定である定時株主総会において3年間を有効期間として継続が承認された場合には、有効期間は延長されます。

本対応方針は、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止します。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点か

ら隨時見直しを行い、取締役会決議により、本対応方針の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本対応方針について継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、本対応方針に関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本対応方針を修正又は変更する場合があります。

以 上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役若しくは当社社外監査役、又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとする。
4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本対応方針に係る対抗措置発動の停止
  - (3) (1)及び(2)のほか、本対応方針において独立委員会が権限を与えられた事項
  - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの中長期的な企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣及び独立委員会から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、税理士その他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
6. 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関する変更の有無及びその内容

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 一 割り当てる本新株予約権の内容

#### 1. 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

#### 2. 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。

#### 3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

#### 4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。

#### 5. 本新株予約権の行使の条件

(a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます（注1）。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注2）、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重します。

(i) 大規模買付者

(ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）

(iii) 大規模買付者の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第9条第1項第2号）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含む。以下同じ。）

(iv) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）

(v) 大規模買付者の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含む。以下同じ。）

(vi) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x) 上記(i)から(v)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(y) 上記(i)から(v)までに該当する者の「関係者」（注3）

（注1）ただし、上記のいずれかに該当する者であっても、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

（注2）当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要となる情報等の提供を求めることができます。

（注3）「関係者」とは、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投

資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記 5(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記 5(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記 5(c)の条件の充足の確認は、上記 5(b)に定める手続に準じた手續で取締役会が定めるところによるものとします。

## 6. 取得条項

当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権を、当社取締役会が定める対価をもってまたは無償で、取得することができます。

- (a) 対抗措置を発動する場合（非適格者以外の本新株予約権者からの取得）

当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記 5(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（すなわち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記 5(c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記 6(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。

- (b) 対抗措置を発動する場合（非適格者からの取得）

当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「第 2 新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

- (i) 行使条件

非適格者は、次に定める場合その他取締役会が定める場合を除き、第 2 新株予約権を行使することができません。

(x) 大規模買付者が株主意思確認総会決議後に大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合であること

(y) (α) 大規模買付者の株券等保有割合（ただし、本(i)において、株券等保有割合の計算に当たっては、大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同

保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。) として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の株券等保有割合として当社が認めた割合が20%以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権(ただし、行使条件が充足されていないものに限りません。)を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

- (c) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記5(b)に定める手続に準じた手續で取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

7. 謙渡承認

謙渡による本新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。

8. 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

9. 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。ただし、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは、各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

10. 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

二 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除く。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

三 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主(当社を除く。)に対し、本新株予約権を割り当てます。

四 新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する普通株式の数を除く。）と同数とします。

## 五 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会が別途定める基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

## 六 その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大規模買付者が、上記本紙 4 に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

以上